

# 埼玉県ソフトボール協会県南支部規約

## 第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本支部は、埼玉県ソフトボール協会県南支部(以下『本支部』という)と称し、事務所を支部長指定の場所に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

第 2 条 本支部は、埼玉県ソフトボール協会(以下『県協会』という)と協力し、本支部におけるソフトボール競技の普及及び振興を図るとともに、ソフトボール競技の実践を通して健康の維持・増進を図り、親睦を深めることを目的とする。

第 3 条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ソフトボール競技団体の育成及び連絡
- (2) ソフトボール競技指導者の育成及び資質の向上
- (3) 競技会、講習会及びスポーツ教室の実施及び協力
- (4) その他本支部の目的達成に必要と認めた事項

## 第 3 章 組 織

第 4 条 本支部は、次に掲げる埼玉県南部地域に位置する市町単位のソフトボール競技団体をもって組織する。

上尾市(協会)	朝霞市(協会)	伊奈町(協会)	桶川市(連盟)
川口市(協会)	北本市(連盟)	鴻巣市(協会)	志木市(連盟)
草加市(協会)	戸田市(協会)	新座市(連盟)	和光市(協会)
蕨市(協会)			

## 第 4 章 役 員

第 5 条 本支部に次の役員を置く。

- |         |     |          |     |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (4) 副支部長 | 若干名 |
| (2) 副会長 | 若干名 | (5) 理 事  | 若干名 |
| (3) 支部長 | 1 名 | (6) 監 事  | 若干名 |

第 6 条 役員の選出方法及び職務は次の通りとする。

- (1) 会長及び副会長は、理事会において推薦し、評議員会において出席者の過半数の議決をもって選任する。会長は県協会に出向し、本支部を代表して会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (2) 支部長及び副支部長は理事会において推薦し、評議員会において出席者の過半数の議決をもって選任する。支部長は職務を執行し、副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 理事は、各市町協会（連盟）から選出された者、もしくは支部長が必要と認め、理事会において過半数の承認を得た者で、理事会を組織し、本支部の業務を決議し、執行する。

(4) 監事は、理事会において推薦し、本支部の会計を監査する。

(5) 評議員は、加盟した各市町協会（連盟）より1名選出し、評議員会に出席する。

第7条 役員の任期は、評議員会開催日を基準日とする2年間とする。前条の手続きを経て再任することを妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は任期満了となっても後任者が就任するまでの間、担当職務を行う。

第8条 役員は次の一つに該当するときは、理事現在数及び評議員現在数のおおの3分の2以上の決議により、役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

なお、この場合、その役員に予め通知するとともに、理事会及び評議員会において議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第5章 顧問及び参与

第9条 会長は理事会の承認を得て本支部に功労のあった者を、顧問及び参与に委嘱することができる。任期は3期6年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第6章 会議

第10条 評議員会は会長、副会長、支部長、副支部長、理事及び評議員をもって構成し、毎年1回会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

1. 評議員会は次に掲げる事項を審議する。

(1) 規約の制定及び改廃に関する事

(2) 役員の選出に関する事

(3) 事業報告ならびに会計決算に関する事

(4) 事業計画ならびに会計予算に関する事

(5) その他本支部事業運営に係わる重要事項に関する事

2. 評議員会は会長が議長となる。

3. 評議員会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第11条 理事会は理事をもって構成し、支部長が召集する。議長は支部長が指名する。

1. 理事会は次に掲げる事項を審議する。

(1) 規約及び内規の改廃に関する事

(2) 評議員会提案事項に関する事

(3) その他本支部事業運営に係わる必要事項に関する事

2. 理事会の決議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第12条 執行部会は、会長、副会長、支部長、副支部長、総務部長、財務部長、事務局長をもつ

て構成し、支部長が召集する。議長は支部長が指名する。なお、支部長が必要と認めるときは、指名する者を出席させることができる。

1. 執行部会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)理事会提案事項に関する事

(2)本支部事業運営に係わる必要事項で、緊急に審議すべき事項

(3)本支部加入団体に周知すべき事項

2. 執行部会の決議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第13条 全ての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名、捺印の上、これを保存する。

## 第7章 会計

第14条 本支部事業運営に必要な経費は、県協会補助金、加盟分担金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 本支部の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日で終わる。

## 第8章 付則

第16条 この規約を施行するにあたって、必要な細則は理事会によって決定する。

第17条 本支部は必要に応じ、理事会の決議を経て専門部局を設けることができる。

第18条 本規約は、昭和58年4月1日から施行する。

(一部改正)	昭和63年	4月	1日	平成	2年	3月	9日	
	平成	4年	3月	1日	平成	6年	3月	4日
	平成	8年	2月	17日	平成	9年	3月	9日
	平成	12年	3月	4日	平成	14年	3月	16日
	平成	14年	6月	15日	平成	15年	3月	15日
	平成	16年	3月	6日	平成	18年	3月	18日
	平成	21年	3月	15日	平成	22年	2月	28日
	平成	23年	2月	27日	平成	24年	2月	26日
	平成	28年	2月	28日	平成	29年	2月	26日

# 埼玉県ソフトボール協会県南支部内規

## 第 1 章 目的・役員

(目的)

第 1 条 埼玉県ソフトボール協会県南支部規約（以下規約という）により役員を選任し円滑運営をはかることを目的とする。本内規は埼玉県ソフトボール協会規約および県南支部規約を完全に施行するためのものであり、それぞれの規約が改訂されればその精神を十分に生かして改訂するものとし、本内規よりもそれぞれの規約が優先するものとする。

(理事の選出)

第 2 条 本会の規約 6 条により、本内規第 3 条に定める理事を選出する。

(選出理事の人数)

第 3 条 次の者をもって理事とする。

- (1) 正・副会長、正・副支部長、事務局長、書記  
各市町協会（連盟）推薦理事
- (2) 次の各専門部長  
総務、財務、審判、競技企画、広報、記録、放送、技術、小学生、  
男子、女子、シニア
- (3) 県協会の監事、理事

## 第 2 章 登録

(チーム登録)

第 4 条 (1) この内規、第 5 条に示す(1)～(3)、(7)～(15)に所属するチームは、市町協会を通し支部を通じて登録しなければならない。

(2) (4)～(6)についてもそれぞれの団体を通して登録しなければならない。

第 5 条 登録の種別は次の通りとする。

(競技種別)

(1) クラブチーム

県内に居住、または勤務する 18 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の者によって編成されたチームとする。（ただし、実業団チームと見間違ふような名称を使用してはならない）

(2) 実業団チーム

県内における官公社、会社、病院、商店等、同一企業に勤務する者のみによって編成されたチームとする。

(学生種別)

(3) 大学チーム

県内の同一大学に在学する生徒によって編成されたチームとする。なお、年度初めの登録とは、別に、8 月 21 日～9 月 20 日までにチームの選手登録の変更を認める。

(4) 高等学校チーム

県内の同一高等学校に在学する生徒によって編成されたチームとする。(全日制と定時制、通信制は別校とする) なお、年度初めの登録とは別に、8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。

(生涯種別)

(5) 中学生チーム

県内に居住または在学する中学生によって編成されたチームとする。なお、年度初めの登録とは別に、8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。

(6) 小学生チーム

県内に居住または在学する小学生によって編成されたチームとする。なお、年度初めの登録とは別に、8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。

(7) エルデストチーム

県内に居住または勤務する50歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。

(8) エルダーチーム

県内に居住または勤務する35歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。

(9) レディースチーム

県内に居住または勤務する15歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。なお、高等学校チームに選手登録しているものは除く。

(10) 壮年チーム

県内に居住または勤務する40歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

(11) 実年チーム

県内に居住または勤務する50歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

(12) シニアチーム

県内に居住または勤務する59歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

(13) ハイシニアチーム

県内に居住または勤務する68歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

(14) 一般男子チーム

県内に居住または勤務(通学)する15歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。なお、高等学校チームに選手登録している者は除く。

(15) 教員チーム

県内に勤務する男子教員によって編成されたチームとする。(学校教育法第1条に規定する学校の教員とする。ただし、実習助手は認める)

第6条 登録は99名以内とし、ユニフォームナンバーは1番から99番までとする。ただし、主将は10番、監督30番、コーチ31・32番とし、監督・コーチが選手を兼ねる場合はそれぞれ監督・コーチのユニフォームナンバーで登録する。なお、選手、監督、コーチの登録には次の規定を設ける。

1. 競技種別・学生種別の選手の登録については1人1チームとし、二重登録を認めない。
2. 競技種別・学生種別の監督・コーチの登録については1人1チームとし、二重登録を認めない。ただし、学生種別に限り、同一校内の監督、コーチを兼ねることができる。
3. 競技種別・学生種別の監督・コーチ・選手は自分のチームを除き種別の違う1チームに限り、立場をかえて登録することができる。ただし、学生種別において、同一校内の監督・コーチを兼ねて登録している場合、この規定は適用しない。
4. 生涯種別の選手の登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。

5. 生涯種別の監督・コーチの登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。
6. 生涯種別の監督・コーチ・選手が立場をかえて種別の違うチームに登録する場合は、3項の規定を優先する。
7. 監督を欠いて試合を行うことはできない。もし、監督が事故等で出場できない場合は、その試合の登録者の中から監督代理者を選らばなければならない。（この場合、監督代理者のユニフォームナンバーはそのままよい）高校のチームでは、監督代理者は当該校のチーム引率教員が当たる。中学生・小学生のチームでは、監督代理者は当該チームのコーチまたは引率責任者が当たる。

第7条 登録チームは登録料を負担する。登録料は別に定める。

第8条 チームの登録は、その年度ごとに行うものとする。（6月30日を最終期限）

新規登録はその年度内認められる。いずれも、全国大会県予選までに登録を完了していないチームは、その全国大会に出場することができない。なお、登録は、日本協会発行の登録用紙に記入の上、A・B・C・D表を県協会に提出する。県協会は登録を確認し、A表を日本協会に、B・C表は県協会に、D表はチームが保管する。県協会に追加登録のあった場合も上記の通りとする。

なお、小学生・中学生・高等学校・大学に限り、年度初めの登録とは別に、8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。

第9条 登録されたチームに変更があった場合、及び取り消した場合は、直ちにその内容を本協会に届け出なければならない。登録されたチームの選手は、その年度内他のチームに登録することができない。もし選手が移籍した場合にはその選手は当該年度内のすべての大会への出場権を喪失する。登録されたチームの監督・コーチについては変更することができる。

第10条 登録を完了しないチーム及び選手は本会主催のすべての大会に参加できない。ただし、国体については「国体実施要項」に定めるところによる。

（審判員・記録員・準指導員登録）

第11条 (1) 本会に所属する審判員・記録員・準指導員の登録についてもチーム登録同様の手続きを行い登録する。

(2) 登録料は自己負担とする。登録料は別に定める。

(3) 登録は本会が指定する期間内に必ず所定の用紙に記入提出する。

(4) 新しく審判員・記録員・準指導員に認定されたり、変更、移動等があった場合は直ちに本会にその内容を届け出なければならない。

### 第3章 専門部局規定

（目的）

第12条 この規定は、埼玉県ソフトボール協会県南支部規約第2章に定める目的の達成及び事業の円滑な運営を図るために必要な事項を定める。

（専門部局及び事務分担）

第13条 本支部に、次に掲げる専門部局を設置する。部局の円滑なる運営を図るために、必要に応じ当該専門部局に委員会を設置することができる。

1. 総務部
  - ・本支部行事の立案に関する事項
  - ・各種会議の開催に関する事項
  - ・その他、他の専門部局に属さない事項
  - ・各専門部局の調整に関する事項
  - ・県協会関連部門との連絡及び協力に関する事項
2. 財務部
  - ・本支部財務に関する事項
  - ・会計事務処理に関する事項
  - ・県協会関連部門との連絡及び協力に関する事項
3. 審判部
  - ・大会の審判に関する事項
  - ・審判員の講習会等に関する事項

- ・ルール及び競技規則に関する事項
- ・審判員全般に関する事項
- ・県協会関連部門との連絡及び協力に関する事項
- 4. 競技企画部
  - ・大会日程及び会場に関する事項
  - ・大会運営及び競技進行に関する事項
  - ・用具に関する事項
- 5. 広報部
  - ・県協会関連部門との連絡及び協力に関する事項
  - ・本支部の広報に関する事項
- 6. 記録部
  - ・県協会関連部門との連絡及び協力に関する事項
  - ・大会記録に関する事項
  - ・記録員の講習会等に関する事項
  - ・記録員全般に関する事項
- 7. 放送部
  - ・県協会関連部門との連絡及び協力に関する事項
  - ・大会放送に関する事項
- 8. 技術部
  - ・県協会関連部門との連絡及び協力に関する事項
  - ・チームの技術向上に関する事項
  - ・選手強化に関する事項
  - ・指導者認定会及び講習会等に関する事項
- 9. 小学生部
  - ・県協会関連部門との連絡及び協力に関する事項
  - ・ソフトボール競技普及に関する事項
  - ・小学生登録チームに関する事項
- 10. 男子部
  - ・県協会関連部門との連絡及び協力に関する事項
  - ・ソフトボール競技普及に関する事項
  - ・男子登録チームに関する事項
- 11. 女子部
  - ・県協会関連部門との連絡及び協力に関する事項
  - ・ソフトボール競技普及に関する事項
  - ・女子登録チームに関する事項
- 12. シニア部
  - ・県協会関連部門との連絡及び協力に関する事項
  - ・ソフトボール競技普及に関する事項
  - ・シニア登録チームに関する事項
- 13. 事務局
  - ・県協会及び他支部との連絡に関する事項
  - ・本支部加盟協会（連盟）との連絡に関する事項
  - ・チーム、審判員、記録員及び指導者等の登録に関する事項

(部長、局長及び副部長)

- 第14条 1. 各専門部局に、部長または局長1名、副部長または局次長若干名を置く  
 2. 部長は理事会にて選出し、理事とする。

(任期)

- 第15条 部長、副部長、局長、局次長の任期は、規約第7条の役員の任期に準ずる。

#### 第4章 報奨金規定

第16条 県南支部登録チームが埼玉県予選会を優勝して、全国大会に出場するチームに対して、以下の基準により報奨金を支給する。

- |                               |         |
|-------------------------------|---------|
| 1. 16チーム以上の参加予選大会を優勝したチームに対して | 30,000円 |
| 2. 6チーム以上、16チーム未満を優勝したチームに対して | 20,000円 |
| 3. 5チーム以下を優勝したチームに対して         | 10,000円 |

なお、小・中学生の全国大会出場報奨金は、16チーム以上を勝ち抜いたチームに対して

20,000円

(付 則)

第17条 この規定を施行するにあたって必要な細則は理事会によって決定する。

第18条 この規定は、平成3年3月9日から施行する。

(一部改正)	平成 4年 3月 1日	平成 6年 3月 4日
	平成 8年 2月17日	平成10年 3月14日
	平成14年 3月16日	平成18年 3月18日
	平成21年 3月15日	平成22年 2月28日
	平成23年 2月20日	平成29年 2月26日
	平成30年 2月25日	平成30年11月10日
	令和 3年 2月23日	令和 4年11月12日



## 県南支部 慶弔規定

### 1 本人

会長・副会長・支部長	生花、弔電、3万円
顧問・参与・理事・監事	生花、弔電、1万円
市町協会（連盟）会長、副会長、理事長	生花、弔電、1万円

### 2 本人の親族

配偶者	生花、弔電、1万円
実父母・実子	訃報の連絡

#### \*連絡網

県南支部事務局 → 各協会(連盟)事務局 → 県南支部役員 → 関係者

### 3 その他

県協会関係者等 県南支部会長・支部長に一任

#### \*連絡網

県南支部事務局 → 会長へ訃報連絡  
→ 必要に応じて関係者へ連絡

\*慶事に関しては会長、支部長に一任。

# 埼玉県ソフトボール協会県南支部

## 財 産 目 録

		預かり場所
1	外野ネット一式(3面分)(ネット、支柱棒、杭、リボン)	草加協会
2	簡易テント (9張)	草加倉庫
3	投手板 (3枚)	草加倉庫
4	本塁ベース(1枚)	草加倉庫
5	塁ベース一式(4セット)	草加倉庫
6	トロフィー「県南支部長杯」(1本)	支部長
	カップ「県南支部長杯(実年)」(2ケ)、「県南支部長杯(女子)」(1ケ)	草加倉庫
	カップ「県南支部長杯(シニア)」(1ケ)	支部長
	カップ「県南会長杯」(1ケ)	競技企画部長
	カップ「県南支部長杯(ハイシニア)」(1ケ)	前回優勝チーム
7	競技用具一式(アンカー、ハンマー、釘抜き、メジャー等)	草加協会
8	ベンチ前仕切り板(ボール止め) (14枚)	草加倉庫
9	ファウルポール (4m×4本)(2m×4本)	草加倉庫
10	ボール止め固定具(2組)	草加倉庫
11	BSOボード (4台)	草加倉庫
12	100mメジャー(1個)	競技企画部長
13	ボール置台(1台)	草加倉庫
14	ボール乾燥機(2台)	草加倉庫
15	非接触体温計(3台)	支部長
16	放送アンプ、マイクスタンド (各2器)	放送部長
17	マイク (ワイヤレス6本、有線1本、ピンマイク1個)	放送部長
18	テープレコーダー (1台)	放送部長

保管場所

県南支部借用倉庫

(草加市花栗町島忠ホームセンター脇)

令和4年12月 3日現在

埼玉県ソフトボール協会県南支部組織



